

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

1 日 時

平成26年12月8日（月） 午後1時01分から
午後3時30分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第124号議案から第128号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
継続請願17については、継続審査すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第119号議案、第120号議案及び第123号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情46について、質疑を行った。
- (4) 第一種感染症指定医療機関の指定について、平成27年度当初予算要求状況について、大分県地域福祉基本計画（仮称）について及び火山防災対策についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎

政策調査課調査広報班 主査 三重野大

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年12月8日（月）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

(1) 合い議案件の審査

第120号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第128号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①第一種感染症指定医療機関の指定について

(4) その他

3 福祉保健部関係

13：30～15：00

(1) 合い議案件の審査

第119号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第124号議案 大分県民生委員の定数を定める条例の制定について

第125号議案 大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正について

第126号議案 大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正について

第127号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

継続請願 17 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 46 悪性腫瘍、通称（ガン）についての名称変更に関する意見書の提出について

(4) 諸般の報告

①平成27年度当初予算要求状況について

②大分県地域福祉基本計画（仮称）について

③おおいた子ども・子育て応援プラン〈第3期計画〉（仮称）について

④おおいた高齢者いきいきプラン（仮称）について

⑤大分県障がい福祉計画〈第4期〉（仮称）について

⑥障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について

(5) その他

4 生活環境部関係

15:00～15:30

(1) 合議案件の審査

第123号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①平成27年度当初予算要求状況について

②火山防災対策について

(3) その他

5 協議事項

15:30～15:40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

馬場委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きたいと思います。

まず、委員の皆様ご承知のとおり、去る10月29日の議会運営委員会において、議会運営改革の一環として、常任委員会における委員間討論の活性化が決定されましたので、ご留意をお願いいたします。

本日は、委員外議員の方はいらっしゃいませんので、進めていきたいというふうに思います。

また、委員、執行部の皆様には、今回から席の配置が変更されておりますので、発言に際しましては、明瞭をお願いいたします。

それでは、審査を行います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案5件、継続請願1件及び総務企画委員会から合い議のありました議案3件であります。

この際、案件全部を一括議題として、これより病院局関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第120号議案職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は5ページからでございますが、説明につきましては、お手元にお配りしております福祉保健生活環境委員会資料のほうで説明させていただきますので、こちらの1ページをお願いいたします。

1議案の概要でございますが、この条例改正案は、一覧表にありますとおり、12の条例の一部改正案でございます。下から3番目の第15条が病院局が所管する大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。議案は総務企画委員会に付託されておりますが、病院局が所管する条例改正案も含まれておりますので、本委員会に合い議されております。

次に、2の改正の趣旨でございますが、本案は、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、職員の給与を改定するというものでございます。

次に、3改正の内容でございますが、第15条の病院局が所管する大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、(1)の管理職員特別勤務手当についてであります。これは、管理職員が災害等緊急対応のために、平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給することとし、勤務1回につき6千円を上限として病院事業管理者が定めた額を支給するというものでございます。

次に、(2)の再任用職員の単身赴任手当についてであります。これは、再任用職員が単身赴任をした場合には、新たに手当を措置するというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

堤副委員長 第15条関係で病院局ですけれども、給与表のマイナス2%というのは当然該当するんですけれども、これは、一般職員と一緒に5年間の現給保障というのがあるんですかね。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 知事部局と同様です。

馬場委員長 ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、質疑もないようですので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第128号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第128号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正につきまして、議案書は77ページですが、説明につきましては先ほどの資料により行いたいと思います。2ページをお願いいたします。

内容につきましては、先般の会派説明の中でご説明しておりますけれども、重複しますが改めてご説明いたします。

今回の改正につきましては、産科医療補償制度における掛金の減額に伴うものでございます。

1番上の1に制度の概要を書いておりますが、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児及び家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析や紛争防止等を目的に、公益財団法人日本医療機能評価機構が平成21年1月に制度開始したものでございます。

この掛金について、現行では3万円となっておりますが、平成27年1月からは1万6千円となり、対象児の拡充等も行われることとなっております。

資料中ほどの制度の仕組みでお金の流れを記載しておりますが、分娩があった時に、まず左側の保険者、これは、国民健康保険等でございますが、ここから出産育児一時金が妊産婦（児）に給付があります。この金額については、掛金部分を含んだ形で、現行42万円の給付となっております。

ここから、分娩料として、分娩機関である県立病院に掛金を含めた金額を支払い、県立病院は、制度の運営機関である日本医療機能評価機構に掛金部分を納めることとなります。

この機構は、損害保険会社に保険料として支出を行い、事故のあった際には、対象者に総額3千万円の補償金が支払われるという仕組みになっております。

今回、この仕組みのなかで、掛金部分が3万円から1万6千円に減額となりますが、出産育児一時金については、掛金減額後も総額で42万円となることが決定しております。

これは、産科医の処遇改善等のために全国的に出産費用が高くなっていることなどから、決定をされたところであります。

2の分娩料の内訳をごらんください。

先ほどの説明のとおり、掛金部分は減額となりますが、県立病院の分娩料は、九州各県等と比べて低額となっていること、また、出産育児一時金の総額は維持されることから妊産婦に新たな負担は生じないことなどを勘案しまして、分娩料は据え置きで掛金部分のみの改正を行うこととしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

志村委員 制度改正の概要の中の2番目、対象児の拡充は、これはどういう基準なんですか。週とか、あるいは出生の体重と書いていますけど、教えてください。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 流れの、制度の仕組みの右側の四角の下の後段部分をごらんください。対象児の拡充ということで、現行は33週以上かつ出生体重2千グラム以上ということが、今回の改正で32週以上かつ1,400グラム以上というふうに拡充を今回広くとられております。

志村委員 それはわかっているんですが、なぜそのような、根拠は何ですかという、どういう背景があるのだろうか。

坂田病院局長 産後各お産ごとに無過失補償として納めていたんですけれども、そのお金がかなり余って、実際に対象とする数が少なかったんですね。それで、千何百万円やったのですかね、済みません、細かい数字は覚えていませんけど、そんな単位でお金が余ったということで制度改正を行われたのだと考えております。

志村委員 救いたい人は皆救いたいと思うんですよね。だから、それを30週でとどめた理由は何か、32週とか1,400グラム……。以下だったら補償しないということ、どうなるんだろう。

坂田病院局長 そこはちょっとはっきりと、どういう経緯で決めたかわかりませんが、やはり出資金ですかね、お金をためた分と、対象とする患者さんのつり合いを考えて、こういう形になったんじゃないかというふうに……。

志村委員 そのとおりだと思うんですが、その基準に満たない人というのは本当にかわいそうですかね。

坂田病院局長 やっぱり外れる方も。

志村委員 そこを何とかしてあげたいということですよ、だから。

坂田病院局長 もともとは重度の脳性麻痺の方が非常に困っているということで、訴訟になりやすいということで、それに対してつくられた制度でありますので、お産のとき発生した障がい全てというわけにはいかないということで、基本的には重度脳性麻痺が対象になっております。

井上統括副院長 追加させてください。今のご質問の趣旨は、全ての未熟児その他もできるだけ補償という方向はできないかという質問だと思うんですけど、1,400グラムとか1,500グラムを境にして、実際は非常に、ほとんど順調にいきそうだとすることは期待されない週数、体重になるんです、これ以下になりますと。ですから、ある一定、正

常に生まれて正常に育つであろうということは十分期待される中でこういう重度脳性麻痺が起こってくることに對して、その人たちを救済しようというのが趣旨です。ですから、これより小さい子たちは、いろんなことが起こってもやむを得ない事情をいっぱい抱えておるといふふうに考えていただければ。少し違うグループになるという意味ということでご理解をいただきたいと思ひます。

志村委員 よくわかりました。

馬場委員長 その以下の子供さんたちに対しては、補償とかはあるんですか。

井上統括副院長 補償というよりも、やっぱり十分な医療を提供するということが第1でございますので、非常に集中的な治療が必要でございます。1, 500グラム未満になると、かなりそういう人の率が高くなります。

原田委員 私も聞きたかったんですけど、例えば妊婦登録申し込みをしない方もいらっしゃるのかなと思ひて。

後藤医事・相談課長 それについては、全員登録をしていただいております。

原田委員 これは県立病院だからやっている制度なんですか。ほかの病院でもやる制度なんですか。

後藤医事・相談課長 県内で41カ所、分娩関係の医療をやっている病院、診療所がございますけれども、100%この制度に加入しております。

堤副委員長 基本的なことなので。掛金が半分に下がつて、その分、手数料等をふやしている。他県と比べても、それでも安いほうだということで、この分娩料そのもの、全体の経費というのは変えていないという、そういう概念になるんですかね。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 出産育児一時金の考え方もそのような考え方になっておりますので、同様の考えをさせていただいたというものでございます。

堤副委員長 ということは人件費等の経費分が若干ふえるから、県病にとってみれば、その分の収入がちょっとふえるという形になるわけですね。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 はい、そのとおりでございます。1万4千円分の応分がふえるということでございます。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

田代県立病院長 諸般の報告といたしまして、県立病院の第一種感染症指定医療機関の指定につきましてご説明させていただきたいと思ひます。引き続きまして、この資料の3ページをお開きください。

エボラ出血熱の世界的な拡大に伴いまして、県内でのエボラ出血熱疑似症患者の発生に対応するため、11月10日付で県立病院が第一種感染症指定医療機関の指定を受けたところでございます。

この資料の右上に指定の経緯というふうに書いておりますが、県立病院がこの指定を受けるまでは、県内で発生した疑似症患者は近県の第一種感染症指定医療機関へ搬送するしかありませんでしたので、患者さんの救命や長時間の搬送による他の人への感染リスクの拡大が懸念されておりました。

県内唯一の隔離病棟である県立病院の三養院は、施設設備面では第一種感染症指定医療機関の指定の基準を満たしておりました。しかしながら、患者を受け入れた際には、患者の治療期間に加えて、医療従事者の感染の有無を確認する観察期間等を含めると、少なくとも4週間は医療従事者を隔離する必要がありましたので、その間の人的な体制整備が課題でありました。

この点につきまして、大分大学医学部附属病院から協力を得られることとなったため、今回の指定に至ったところであります。

指定病床数は、左のほうの3番目に書いておりますが、三養院内の2床としております。

指定に当たりましては、患者の救命や感染拡大の防止はもちろんのことではありますが、患者対応に当たる医療従事者の安全確保も重要でありますので、院内でも万全の準備を行う必要があると考えております。

具体的には、4の院内の対応にありますとおり、対策本部の設置、感染防護服等の整備、防護服の着脱訓練、対応マニュアルの整備とシミュレーション訓練などを適宜実施しております。

今後も国や県からの新たな情報等を注視しながら、万が一に備えた万全の体制で対応していきたいと考えております。

以上であります。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 では、私が。これは、患者さんが出て、例えば県立病院まで運ぶとかいうその体制というのは、確立はされているんですか。

田代県立病院長 県と、それから、原則、保健所のほうに患者さんとは言いますか、疑似患者さんは連絡するようになっておりますので、保健所のほうから搬送車を使って県立病院に運ばれてくるというような体制は、それは持っております。

馬場委員長 搬送車自体も……。

田代県立病院長 あります。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんか。

志村委員 インフルエンザがちょっとはやっているなというふうに聞いておりますが、どんな状況でございますか。例年より早いという話。

井上統括副院長 主には、A型が子供を中心に少し出始めているという状況です。非常に本格的にはやっているわけではありませんけど、九州の中では、大分県が1番先陣を切っているようです。主には、関東、東北がかなりはやっている。例年より2週間以上早い流

行になっているように思います。

志村委員 インフルエンザの中でR型とか何か、そういうのがあるんですかね。

井上統括副院長 ちょっと……。

志村委員 ないですか。

田代県立病院長 RSウイルスでしょう。

志村委員 RSウイルス。

井上統括副院長 RSウイルスというのは、一般的な風邪の症状も起こすようなウイルスの一種です。ただ、乳幼児には非常に重篤な気管支炎、肺炎を起こしますので、特に、未熟児上がりのお子さんとか、心臓病のお子さん、それから染色体異常のお子さんなどは、予防的な薬をずっと流行期に使います。そういうことで、入院する機会を減らして、あるいは重篤化するのを防ぐのは今、医療の主流になっております。

大人の場合は、鼻風邪程度で終わる方がほとんどです。

志村委員 うちの3歳の孫がかかりまして、1週間ぐらい熱が続いたと聞いたけど、何か特効薬という、ワクチンがないという話……。

井上統括副院長 特別な治療薬は今のところまだございません。ワクチンもございません。ですから、予防的な抗体を、流行期に約半年間、自動的に一月に1回ずつずっと注射をすると。冬場に、大体9月、10月から次の年の3月ぐらいまで。特に危険性の高い子供さんにはするということになっております。普通に生まれて、普通の成長を遂げている子供さんに対しては、残念ながら保険対象になっておりません。

志村委員 わかりました。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別のないようですので、これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

馬場委員長 それではこれより、福祉保健部関係の審査に入りたいと思います。

それでは、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第119号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

内田健康対策課長 お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

第119号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

なお、資料左上にも記載しておりますが、議案書は3ページでございます。

1条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものであり、この条例の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理しております。

次に、改正内容につきましては、2及び3にあります理由により、新たに市町村に事務を移譲することに伴い、関係規定を整備するものです。

まず、2難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴う関係規定の整備でございますが、(1)の改正の理由にありますように、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、医療費の支給認定申請書の受付事務等を、県民の利便性向上の観点から、保健所設置市である大分市に移譲するため、関係規定を整備するものでございます。

施行期日は、法律の施行期日であります平成27年1月1日としております。

次に、3身体障害者手帳の再交付に係る申請書の受付事務等を市町村に移譲することに伴う関係規定の整備でございますが、(1)の改正の理由にありますように、身体障害者福祉法施行令に規定する身体障害者手帳を汚損及び滅失した場合の再交付申請書の受付事務等を、県民の利便性向上の観点から、中核市の法定事務として実施中の大分市を除く全市町村に移譲するため、関係規定を整備するものでございます。

施行期日は、27年4月1日としております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

深津委員 移譲することに対しては、市民の方々、または利用者の方々の利便性が上がっていいんですけど、各市町村に対する負担というんですかね、事務的な量というのはどの程度あるんですか。件数でも結構です。

内田健康対策課長 まず、難病についてでございますけれども、難病は今、登録されている受給者証を持っている患者数が、大体1万件ぐらいでございます。そのうち、4千件ぐらいが大分市となっております。それで、その方々の受付事務、それからあと、受給者証の発行事務、そういったものについて大分市さんをお願いをしております、これは、これまでも法に基づかない予算事業として国がやっております、その部分の事務で、これまでもお願いしていた部分であります。今度、難病法という専用の法律ができて、法律事務となったことから、条例にそれを規定したものでありまして、事務的な量の概要につきましても、難病として扱われる疾患数がふえることに伴って処理件数が若干ふえますけれども、それ以外は、これまでと変わらないということでございます。

以上でございます。

姫野障害福祉課長 身体障害者手帳の再交付に関する事務でございます。

身体障害者手帳につきましては、実際の申請は既に市町村を経由して県のほうに上がってきております。再交付のみ県直接というふうになっており、今回、その部分を整理するものであります。実際のサービスの提供窓口は全て市町村になっておりますので、実質的には市町村はそれほど負担ということにはならないかなというふうに考えています。

馬場委員長 深津委員、よろしいですか。

深津委員 いいです、はい。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 それでは、ほかにご質疑もないですので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第124号議案大分県民生委員の定数を定める条例の制定について、執行部の説明を求めます。

後藤地域福祉推進室長 資料の2ページをごらんください。

第124号議案大分県民生委員の定数を定める条例の制定について説明申し上げます。

1の制定理由ですが、第3次地方分権一括法により民生委員法の一部改正に伴いまして、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定めるとされたためでございます。

民生委員は、2の(1)にありますとおり、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者であり、また(2)にありますように、児童委員を兼ね、一部の児童委員は児童福祉を専門的に担当する主任児童委員に指名されております。

次に、3の基本的な考え方ですが、まず(1)のとおり、今後の市町村の状況変化に柔軟に対応できるよう、条例では配置基準を定め、定数については規則に委任することとしております。

また、(2)にありますように、配置基準については、市町村からの意見聴取等を踏まえまして、本県における将来の人口や世帯数、独居高齢者数等を勘案し、必要と見込まれる民生委員数が確保できるものとしております。

続いて、4の条例の内容ですが、まず(1)の主任児童委員以外の民生委員の配置基準については、表左側の厚生労働大臣の定める参酌基準に準じて、表右側の条例では、10万人以上の市、10万人未満の市、町村を区分の上、1人の民生委員が担当する世帯数の幅を定めることとしております。その中で人口10万人未満の市については、参酌基準では担当する世帯数の下限を120としているものを、条例では本県の実状を勘案しまして、90に緩和することとしております。

3ページをお開きください。

この表は、大分市を除く市町村ごとの主任児童委員以外の民生委員の配置基準と定数の範囲を示したものでございます。

表中ほどの竹田市を例にとりますと、国の参酌基準では、120世帯から280世帯に1人の配置となっていることから、民生委員の定数の範囲は、世帯数から計算しますと右隣の38人から89人となります。現行定数はさらに右隣の88人ですが、今後世帯数が減少すれば、定数の範囲の上限が下がります。定数を減らさなければならなくなります。一方条例では、民生委員の果たしている役割の重要性等を踏まえまして、1人当たりの世帯数の下限を90に設定することで、現行定数の維持を可能とするものでございます。

2ページに戻っていただきまして、次に、4の(2)の主任児童委員の配置基準につきましても、表左側の厚生労働大臣の基準は技術的助言として示されているもので、民生委員協議会の規模に応じてその人数を定めるものとしておりますが、条例では、本県の民生委員協議会の規模が多様であることを踏まえまして、協議会ごとに1人以上5人以内とすることとしております。

最後に、施行期日は27年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第125号議案大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

後藤地域福祉推進室長 資料4ページをごらんください。第125号議案大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正について説明申し上げます。

1の改正の概要ですが、第4次地方分権一括法等による社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴いまして、大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容としましては、大きく2つございます。まず、(1)第4次地方分権一括法に伴う改正ですが、アの改正理由にありますように、介護福祉士等養成施設の指定等に係る事務・権限が国から都道府県に移譲されるため、イの改正内容にありますように、本条例中に引用されております養成施設を指定する者を厚生労働大臣から知事に改めるものでございます。

次に、右側の(2)社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律に伴う改正では、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等の規定が削除されたため、本条例中の規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日としております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

堤副委員長 一応説明は受けたんですけど、以前。知事に改正内容が変わる、厚生労働大臣が指定する職業能力開発校、これの規定は当然その条項が削除されますけれども、これは法律に残るといえることですか、この職業能力開発校については。

後藤地域福祉推進室長 いえ、法律から削除されたことによりまして、本条例から削除するということです。

堤副委員長 削除されて、職業能力開発校というのは今度はこの機関になるんですか。

後藤地域福祉推進室長 介護福祉士法に規定しなくても、今ある法律等によりまして、そういった基準等が定められているということで、そういう理由で削除されるということでございます。

深津委員 社会福祉士という方が、大分県内に何人ぐらい、一応、年齢とか性別は別にして、総枠でわかれば。

後藤地域福祉推進室長 社会福祉士の登録された数でございますが、平成25年度は2、

055人でございます。ちなみに、介護福祉士につきましては、1万4,678人でございます。

深津委員 介護福祉士の方々はそれぞれ現場で一生懸命介護に携わっていらっしゃるというふうには思うんですが、社会福祉士の方々というのは、なかなか表に出にくいというか、わかりにくい部分が多いと思うんですね。この方々、一時、病院の、常勤の中に置かなきゃならないというように法が改正されて、それで若い人とかそういう方々の雇用の場が広がったかなというふうには今思ったんですが、そういう場で活動されておるのかどうかはまず1点。

それと、先ほど言いました、病院の条件というか、規定の中にそういう社会福祉士を雇用しなくてはならないという規定というか、そういう法律がどうなっておるか。

後藤地域福祉推進室長 社会福祉士の資格を持つ方が、どういったことで仕事をされているかという質問ということでよろしいでしょうか。今、お話がありましたように、病院、あるいは社会福祉施設、そういったところで業務に携わっております。

また、個人で、フリーの社会福祉士として、いろんな例えば、生命保険を受託するとか、そういった市民の支援といったこともしている方もいらっしゃいます。

高窪医療政策課長 設置義務、ちょっと手元でわかりかねるんですけど、実際には、地域医療連携室とか、医療ソーシャルワーカーというように一般的に言われている、実際には社会福祉士さんが事務のほうを行ってございまして、病院と地域をつなぐという役割でかなりの方が病院のほうに勤務されております。

深津委員 要望でいいと思うんですが、そういう方々はおおむね若い人が多いと思うんですね。そういう資格をとって頑張っておられる方も多いと思うんですが、そういう方々が、やっぱりそういう資格を生かせる場というか、働きがいのあるようなそういう環境をぜひつくっていただいて、社会福祉士や介護士の方々に、そういうプロのアドバイスをさせていただく場をつくっていただくようお願いをしておきます。

原田委員 本当に基本的なことで申しわけありません。今、話を聞いていてわかったんですけど、社会福祉士というのは、いわゆるソーシャルワーカーのこと。

後藤地域福祉推進室長 そうですね。

原田委員 介護福祉士というのは介護士。

高窪医療政策課長 病院勤務の医療ソーシャルワーカーという方が、医療ソーシャルワーカーという資格は正式にはなくて、実際には社会福祉士とか精神保健福祉士とか、そういう方が医療ソーシャルワーカーという形で勤務されているというのが実状です。例えばちょっとわかりませんが、実際にソーシャルワーカーとして勤務されている方が多いのは社会福祉士です。

原田委員 もう1つ、ケアマネジャーっていらっしゃいますけど、その人たちは、こういった資格を持っている方なんですか。

飯田高齢者福祉課長 介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんもまた、社会福祉士の資格を持った方がケアマネジャーになる方もいらっしゃいますし、実務経験をとって介護福祉士で頑張っておられる方が、その実務経験をクリアしてケアマネジャーになるとか、あとドクターがなるとか、ケアマネの場合は、そういったいろんな職種の方が試験を受けて実際に資格をとって従事されることが多いみたいです。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑等もないですので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第126号議案大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

高窪医療政策課長 資料の5ページをお開きください。

第126号議案大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正について説明申し上げます。

まず1の改正の概要ですが、第4次地方分権一括法等による保健師助産師看護師法等の改正に伴い、大分県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正するものでございます。

2の条例の概要ですが、看護師等の養成施設に在学する者で、将来、県内の病院、診療所など規則で定める対象施設に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与することにより、対象施設における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的としているものであります。

養成施設を卒業後、対象施設で引き続き5年間、対象業務に従事した場合は、修学資金の返還を免除することとしています。

3の改正の内容としましては、大きく2つございます。

1つは、(1)第4次地方分権一括法に伴う改正です。アの改正理由にありますように看護師等養成施設の指定等に係る事務・権限が国から都道府県に移譲されるため、イの改正内容にありますように、本条例中に引用されている養成施設を指定する者を厚生労働大臣から知事に改めるものであります。

改正内容の2つ目は、右側の(2)地域医療介護総合確保整備法の施行に伴う改正で、同法の整備による介護保険法の一部改正に伴い、関連する条項を改正するものです。

イの改正内容ですが、条例中の返済の債務を免除する対象施設となっています介護老人保健施設について、介護保険法上の根拠規定に条項ずれが生じますので、これにあわせて、条例の関係条項を改正するものでございます。

1番下、4施行期日でございますが、それぞれの法律の施行日にあわせまして、(1)については、平成27年4月1日、(2)については、平成28年4月1日までの間において政令で定める日としています。

説明は以上であります。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

堤副委員長 条ずれだからどうのこうのということはありませんけれども、真ん中ぐらいに原則、対象施設に5年間従事した場合は返還免除と。これは、5年間、基本的に県内のこういう施設におれば返還はいいですよということなんでしょうけれども、お礼奉公じゃないけど、何かじくじたる思いがあるんですね。つまり、その人にとってみれば、当然、県の税金を使って貸与しているわけだから、それについて県内のっていうのは、それは十

分趣旨はわかるんですよ。ただ、その方が仮に県外のそういう施設のほうがいいといった場合には当然返還をしなきゃならんごとなるわけですね。何か、そこら辺の整合性というのはいつも思うんですよ。病院独自のそういう貸与資金でありますよね。3年間おれば、その病院に勤めればいいよというふうな状況ではあるんですけども、そこら辺は、県としてはどういう整理をされているんですか。

高窪医療政策課長 この制度を活用してもらおうかどうかというのは、ご本人の判断になりますので、地域で将来貢献しようということで、貢献していただけるということで、あらかじめそういう姿勢で考えていただいてこの資金を受ける。おっしゃいましたように、もし途中で条件がいいということがあれば、当然転出、県外で。そのときは、やはりこういう制度途中で申しわけありませんが返還をお願いしますというのも、あらかじめそういう契約と言いますか、ということでやっておりますので、整合と申しますか、そういう趣旨で県内に定着を少しでもしていただきたいということでつくった制度と認識しております。

堤副委員長 当然、県内定着というのもいいと思うんですけども、現状は貸与によって5年間県内に残っている割合、また、県外に転出した割合というのはどれぐらいあるんですか。

高窪医療政策課長 基本的にはほとんどの方が県内に。修学資金を受けられた方ということで、県内に残っております。ちょっとこの場に何人とかいう数字を持っていないんですけど、ほとんど残っているという認識でよろしゅうございます。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第127号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

姫野障害福祉課長 それでは資料の6ページをお願いいたします。

第127号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明申し上げます。

まず、1改正の理由でございます。社会保障制度改革において小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等のため、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2改正する条例は（１）、（２）の２つの条例になります。

次に、3改正の内容でございますが、2点ございます。

まず、（１）の用語の変更につきましては、イの児童福祉法改正内容にありますように、児童福祉法に規定されている指定医療機関の種類について、新たに指定小児慢性特定疾病医療機関が追加されたことに伴い、現行の指定医療機関を指定発達支援医療機関に改めることとなったため、条例の用語も同様に整理するものです。

次に、（２）の条ずれの対応につきましては、児童福祉法に小児慢性特定疾病の定義が

新設されたことに伴い、条例で引用している第6条の2が第6条の2の2に繰り下がったため、改正を行うものです。

最後に、4施行期日は、27年1月1日からとしております。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご質疑もないですので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願17「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、前回の説明から変更があればお願いをいたします。

姫野障害福祉課長 前回の説明から変更はございません。

馬場委員長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

堤副委員長 今、国の方向として、この請願が求めている、こういう方向で今議論というのは、厚生労働省の内部で議論されているの。それとも全くされていないの。

姫野障害福祉課長 国のほうで設置されています社会保障審議会の中で、障害者部会というのがございます。今年度、4回ほど開催されているんですけども、今までの経過を見ますと、報酬改定が来年ございますので、それが中心になっておりますが、11月25日に本年度、第4回の障害者部会が開催されております。その中で、これは今年度初めてなんですけれども、「障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しについて」という項目が挙がっております。ただ、これは先々週の開催なものですから、資料自体は出ているんですけど、詳しい内容がまだ把握できておりません。現状報告程度というふうに理解しております。今後、その議事録等が公表されるかと思っておりますので、その辺は今後の動きを注視していきたいというふうに考えています。

堤副委員長 結構、障がい者団体の方とか参加されて、骨格提言とかいろんなところ、法律にないような中身から提言されていますよね。今回、さっき言った第4回部会の中には、そういうふうな骨格提言についての項目か何か、資料はないと言っていたけれども、議論された形跡はあるんですか、それは。

姫野障害福祉課長 項目といたしましては、障害者総合支援法の施行のときに国が明らかにして、今後、法施行3年を目途として見直すという項目が幾つか挙がっております。何点か紹介をいたしますと、常時介護を要する障害者等に対する支援、いわゆる重度障害者に対する支援とか、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方、それから、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方、こういった問題については、法施行後3年を目途に検討を加えるということになっております。今回も、項目としては、こういった今後の現状、それが障害者部会において報告されているということでもあります。

今後の動き、制度改正の動きというのは、現時点では把握できていないという現状であります。

以上です。

馬場委員長 ほかに、この件についてございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに質疑はないので、これで採決に入りたいと思いますが。

原田委員 今、総選挙の行われていることもありますし、今期中に1回はけりつけなきやいけないのかなというような思いはあるんですが、そういった情勢の中で、今回は継続にさせていただいて、次回ということではいかがでしょうか。

馬場委員長 継続ということで意見がございましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 それではご異議がないので、本請願は、継続審査とすることに決定いたします。

次に、付託外案件の審査に入ります。陳情46 悪性腫瘍、通称（ガン）についての名称変更に関する意見書の提出について執行部の説明を求めます。

内田健康対策課長 悪性腫瘍、通称（ガン）についての名称変更に関する意見書の提出に係る陳情について、ご説明申し上げます。

がんという病名自体は、本来差別的な意味合いや蔑視表現を持つものではありません。患者さんが、がんと宣告されて大変強い精神的ショックを受けるのは、むしろ病気自体がもつ、苦痛が強く治療のいかなく命を落としてしまう不治の病であるといった悲劇的なイメージによるところが大きいと思われまます。

しかしながら、現在、多くの患者さんが早期発見し適切な治療を受けることにより病気を克服されておられます。また、痛みや精神的苦痛を和らげる緩和ケアも積極的に行われるようになっていきます。

このため、県といたしましては、がんにかかっても、その人らしい生活を継続できる、希望を失う必要はないというようながんに対する正しい知識を、県民の皆様にとっていただけるよう普及啓発に努めるとともに、がんの予防や早期発見、がん診療体制の整備、患者家族の相談支援等の施策に積極的に取り組むことにより、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を目指しているところでございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

原田委員 内田課長の説明、よくわかりました。この方たちはがんをなんと呼ぼうとしたのかだけ、知っていたら教えていただきたいと思ひます。

内田健康対策課長 申し訳ございません。存じあげません。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑等もないですので、進行していきたいと思ひます。

執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

平原福祉保健部長 それでは私から、福祉保健部の平成27年度当初予算要求状況につきまして、お手元にあります平成27年度当初（骨格）予算（一般会計）要求概要で説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

1、27年度予算の編成のところでありすけれども、27年度当初予算は来年4月に統一地方選挙が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算として編成しております。

ただし、子ども・子育て支援や高齢者福祉など喫緊の政策課題について、年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても当初予算で要求しているところでありす。

それでは、13ページをお開きください。

福祉保健部の27年度当初要求額につきましては、事業費ベースで、868億762万5千円となっております。

これを26年度当初予算額と比較しますと、5億834万9千円、0.6%の減となっております。

次に、その下の事業体系についてですが、県の長期総合計画安心・活力・発展プラン2005の基本目標の1つである、1安心の分野について、(1)子育ての喜びを実感できる社会づくりの推進—子育て満足度日本一の実現—から次のページ(9)危機管理の強化までの各施策に沿って要求を行っているところでありす。

それでは要求の主な事業について、説明申し上げます。

15ページをごらんください。

まず、1番の地域子ども・子育て支援事業についてでございますが、これは、子供を生み育てやすい環境づくりのため、子ども・子育て支援新制度に基づき、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点などの事業を実施する市町村に対して助成するものでございます。

次に、2番の子どものための教育・保育給付事業でございますが、これは、すべての子供・子育て家庭を対象に質の高い幼児教育・保育を提供するため、子ども・子育て支援新制度に移行する保育所や幼稚園、認定こども園等に対する施設型給付の一部を負担するものでございます。

この1番、2番の事業は、来年4月1日から予定されている子ども・子育て支援新制度の施行を前提に要求しております。

次に16ページをお開きください。

9番、地域包括ケアシステム構築推進事業でございますが、これは、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、リハビリテーション等専門職による事業所等の育成支援及び地域ケア会議のコーディネーター等関係者の資質向上に向けた研修等の実施のほか、関係機関の連携促進のための推進大会等を開催するものでございます。

次に、12番おおい「認知症にやさしい」社会づくりプロジェクト事業でございますが、これは、認知症の方やその家族を地域で支え続けていくための体制を整備するため、市町村が実施する徘徊・見守りSOSネットワークの整備・拡充等を支援するとともに、認知症に対する理解促進を図るものでございます。

次に、13番障がい者就労環境づくり推進事業でございますが、これは、障がい者の就労拡大を図るため、就労継続支援A型事業所の新設や事業拡大に必要な設備等の整備に対し助成するものでございます。

最後に、20番の生活困窮者自立支援事業でございますが、これは、来年4月1日から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立促進を図るため、町村部に

おける総合相談窓口の設置や生活・就労訓練など、包括的な支援を実施するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

井上委員 これは消費税の関係はどうなっているんですか。

平原福祉保健部長 今のところ1年半延期ということでありまして。その中で、消費税を財源として組まれていた事業についてどうするかということでございますけれども、これは新聞報道なんですけど、1兆8千億円ほどが1兆4,500億円ほどしか入らないということで、その差をどうするかということでありまして。子育て関係についてはどうにか確保しようという動きがありますけれども、状況については、今後の予算編成過程の中で議論されるということで、県としてはその動向を注視していくということでございます。ただし、先ほど言いましたように子育て支援については、新制度が平成27年4月から発足するであろうということがほぼ確実視されているということでありまして、予算要求としては、先ほどの1番、2番にあったように、当初予算から、4月1日からということでございますので、要求させていただいているところであります。

原田委員 15ページの3番の私立幼稚園振興費で、いわゆる施設給付型に移行する私立幼稚園分ということで計上されていますけど、このところの見方というのは、いわゆる私立幼稚園は、いわゆる認定こども園に行かず、今のところはそのままというか、様子見という状況が今続いているのかなということにはちょっと感じるんですが、どういうふうにこれは考えるんでしょうか。

山口こども子育て支援課長 私立幼稚園につきましては、3つほど選択肢がありまして、1つ目は認定こども園に移行する。2つ目は、新しい給付を受けるけれども、幼稚園のまま存続する。3つ目は、私学助成を受ける幼稚園として存続するという3つの選択肢がございます。県内の私立幼稚園の動向としては、移るところ移らないところ半分半分ぐらいでございますけれども、この3番で書いてありますのは、新しい仕組み、新しい施設型給付を受ける幼稚園については、基本的に私学助成の部分は受けられないこととなりますので、その分を差し引いてここで計上しているという形になります。

馬場委員長 よろしいですか。

原田委員 また改めて伺います。

堤副委員長 17ページの廃止のところでは、生活困窮者支援制度構築事業、これモデル事業で2年間やりまして、日出町とかやったよね。予算は1億3千万円で、今回、新規事業で4千万円という数字が出ておるんだけど、これは違いというのはどういう形になるんですかね。

後藤地域福祉推進室長 モデル事業につきましては、市で行うモデル事業の分について、全て県の予算を充てておりましたので、この1億3千万円という高額になっています。来年度は、町村部における事業ということになりますので、額が、そういうことで減額になっているところでございます。

堤副委員長 減額の理由はわかりました。2年間、モデル事業として特徴的な対応というか、何かあれば教えてください。

後藤地域福祉推進室長 まず、県で行いましたモデル事業としましては、日出町で行いました。日出町社会福祉協議会に委託して実施しましたが、地域の民生委員の方々にこの制度をしっかり理解していただこうと。なかなか生活困窮者と言われる方々が地域で見えにくい。サイレントプアということでわかりにくいということで、本当に地域に目配りをしている民生委員さんに、しっかりと地域の実情を見ていただいて、そこからそのような状況というか、相談事例を挙げてもらうという、そういう取り組みが行われております。

また、臼杵市でのモデル事業を一昨年度からしておりますけれども、臼杵市におきましては、市のいろんな産業振興というものと生活困窮者の自立の支援というものをうまくつなごうという、本当に特徴的な取り組みをしております。例えば、人手が足りない事業所とかそういったところに、今生活に困っている方々の就労の場を、そういうところと連携をとる。就労の場づくりと、人手がもっと欲しいというそういう業界との関係づくりといった、そういったまちづくりの視点での取り組みがなされてきておまして、引き続き法施行後も実施していきたいというふうに聞いております。

堤副委員長 ということは、モデル事業でやってきた成果を、今度は全市町村、当然門戸を開くわけでしょうけれども、そういうのを今度具体的にお知らせしていったって、その市町村で予算措置もしてもらおうという流れになっている。大体、ほとんどこれ市町村するんでしょうか、18市町村。

後藤地域福祉推進室長 まずこの事業の実施主体は、福祉事務所設置自治体となっておりますので、市及び県が主体となります。

この事業のうち、自立相談支援事業というのは、これは法律の上では必須事業というふうに位置づけられておりますので、必ずしなければならないということでございます。先ほど申し上げた臼杵市の事例は、これは就労準備支援事業という事業になりますが、これは任意事業です。任意事業については、それぞれ自治体の事情に応じて、順次、実施していくというそういう仕組みになっております。

井上委員 16ページの11で、その具体的な施設の整備はどこですか。老人福祉施設整備事業の中での4億3,700万円。

飯田高齢者福祉課長 高齢福祉施設整備事業ということで、ライン的には耐震化がまだ済まされていない養護老人ホーム3カ所について、改築整備を行うということで予算の要求をさせていただいております。具体的には、養護老人ホームということで、今、古い順番からいきますと、九重町にございますけれども、亀鶴苑。それから、竹田市の南山荘、そして、由布市にございますけれども寿楽苑という、3つとも養護老人ホームですが、その3カ所を改築整備ということで要求をしているところでございます。

井上委員 南山荘とどこですか。

飯田高齢者福祉課長 亀鶴苑と南山荘と、あと由布市にございますけれども、寿楽苑。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 それではほかにご質疑もないので、次の報告に移ります。

大分県地域福祉基本計画からおおいた子ども・子育て応援プラン、おおいた高齢者いきいきプラン、そして大分県障がい福祉計画の4つの計画についてご報告をお願いいたします。

す。

後藤地域福祉推進室長 委員会資料に戻っていただいて、資料の7ページをお開きください。

大分県地域福祉基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

お手元には、今回の県民意見を反映しました現時点での計画案の冊子を配付しておりますけれども、委員会資料で説明させていただきます。

ごらのページは、計画の構成をお示ししておりますが、第1の計画策定の背景から第4地域福祉の取組までとなっております、9月の本委員会でご説明しました内容と変更がございますので、説明は省略させていただきます。

今回は、この構成に沿って作成した素案について、県民意見の募集を行いましたので、ご報告いたします。

県民意見への対応につきましては、次のページをごらんください。

県民意見募集の実施期間につきましては、1に記載のとおり、平成26年10月15日から11月14日までの1カ月間でございます。

実施方法につきましては、2に記載のとおり、県庁ホームページに掲載するとともに、市町村や社会福祉協議会等へ周知を行ったところでございます。

募集の結果、3に記載のとおり4名の方から10件のご意見をいただいたところでございます。

今回、県民の皆様からいただいた意見について検討し、その趣旨を踏まえ、修正を行うものが2件、既に記載済みであるもの等が8件となっております。

次に、4県民意見への対応状況につきまして、修正を行うものを中心に説明いたします。

表の左側が計画の項目で、中央が意見の要旨、右側が県の考え方及び反映状況でございます。

まず、2番の計画の進行管理では、地域福祉の成果を具体的な数値として捉える考え方に対して支持をいただいております、今後、進捗状況の把握に活用することにより、計画を確実に実行してまいりたいと考えております。

3番の社会福祉協議会への支援・協働の中の記述についてですが、社会福祉協議会の活動内容等を住民に知ってもらうための広報を支援していただきたいとのご意見を踏まえまして、右側の反映状況のとおり、「社会福祉協議会の活動の広報に取り組みます。」を追加いたします。

次のページをお開きください。

6番の地域住民と協働する法人後見等の推進の中の記述について、既存のNPOとの連携や市役所の理解が必要であるとのご意見を踏まえまして、反映状況のとおり「市町村や関係団体等と連携し、推進します。」に修正いたします。

県民意見への対応状況につきましては、以上のとおりでございます。

今後は、県民意見の反映状況等を公表するとともに、大分県社会福祉審議会の意見を反映後、最終計画案を平成27年第1回定例会に提案することとしております。

説明は、以上でございます

山口こども子育て支援課長 続きまして、資料の10ページをごらんください。

大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン〈第3期計画〉の策

定について、ご説明申し上げます。

お手元に、今回の県民意見を反映いたしました現時点での計画案の冊子を配付しておりますが、今回は委員会資料の10ページでご説明させていただきます。

ごらんのページは、計画の構成をお示ししておりますが、右側の各論編にございますとおり、第1章の子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくりから第7章子どもにとって安全・安心なまちづくりまで、7つの基本施策を柱としております。この構成につきましては、9月の本委員会でご説明した内容と変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

今回は、この構成に沿って作成した素案について、県民の皆様からいただいた意見への対応状況について、ご報告いたします。

11ページをお開きください。

県民意見については、1に記載のとおり、8月22日に開催したおおいた子ども・子育て応援県民会議と、10月15日から11月14日までの1カ月間実施いたしましたパブリックコメントにより、2に記載のとおり53件のご意見をいただきました。

このうち、主な意見への対応状況について、ご説明いたします。

下の表をごらんください。

表の左側にプランの施策名、中央に意見の要旨、右側に県の考え方及び反映状況を記載しております。

まず、2番の放課後児童クラブのスペースについて、最低基準が達成できるよう、指標を掲げることにはできないかのご意見につきましては、右側に記載のとおり、条例で定める児童1人当たりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合を新たに指標として追加いたします。

3番の子育て支援または子育て相談の場について、子育て中の親の認知率を指標に加えられるだろうかのご意見につきましては、子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合を新たに指標として追加いたします。

次のページに移りまして、7番の若い世代が、男女ともに仕事をしながら子育てをする具体的なイメージが持てるような啓発活動が必要ではないかのご意見につきましては、若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、働きながら子育てをするロールモデルとなる社会人の話を聞いたり、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ることにしています。

主な県民意見への対応状況については、以上のとおりです。

今後は、県民意見の反映状況等を公表するとともに、今月18日に開催するおおいた子ども・子育て応援県民会議の意見を反映後、大分県地域福祉基本計画と同様、最終計画案を平成27年第1回定例会に提案することにしております。

説明は、以上でございます。

飯田高齢者福祉課長 資料の13ページをお開きください。

おおいた高齢者いきいきプラン大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画〈第6期〉の策定につきまして、検討状況をご説明申し上げます。

まず、計画の名称でございますが、これまでの豊の国ゴールドプラン21から表題にありますように、仮称ではございますが、おおいた高齢者いきいきプランへと変更する予定

としています。

1の計画の位置づけですが、老人福祉法に基づく、本県において推進すべき高齢者福祉施策の基本指針として、また、介護保険法に基づく、保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針としての性格を有しております。また、県長期総合計画の部門計画でもあります。

次に、2の計画の基本理念等でございます。

まず、(1)基本理念を高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域包括ケアシステムの構築～とし、また、(2)基本方針として、生きがいづくりや社会参画の促進、健康づくりと介護予防の推進、安心して暮らせる基盤づくりの推進、認知症施策等の推進の4つを掲げています。

その下、(3)計画期間ですけれども、平成27年度から29年度までの3年間となっております。

その右側、3の施策の体系につきましては、次の14ページをごらんいただければと思います。

おおいた高齢者いきいきプランの施策体系でございます。検討段階ではございますけれども、構成等につきましてご説明いたします。

まず、総論の第1章計画の策定に当たっては、計画策定の趣旨等を記載いたします。

その下、第2章の高齢者の現状等につきましては、高齢者人口・高齢化率の状況等を記載いたします。

第3章でございますけれども、現行の豊の国ゴールドプラン21〈第5期〉の進捗状況として、居宅サービスや施設サービス等の状況をまとめることとしております。

右上のほうにお移り願いますけれども、第4章は、計画の基本的考え方としまして、先ほどの基本理念や基本方針等を記載いたします。

次に、各論部分についてでございます。

まず、第1章生きがいづくりや社会参画の促進では、(1)の老人クラブやボランティア活動等への参加などによる高齢者の地域活動への参画促進や(3)の就業の促進などを盛り込むこととしております。第2章健康づくりと介護予防の推進では、健康寿命の延伸や生活の質の向上のための取り組みを記載いたします。

次の15ページをお開き願います。

第3章安心して暮らせる基盤づくりの推進では、(1)の生活支援サービスの充実として、多様なサービスが提供されるよう市町村を支援し、(2)の介護サービスの充実として、居宅・施設サービス等の均衡ある整備を図ります。また、(4)の医療・介護連携の推進として、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等について記載し、(5)の地域包括支援センターの機能強化では、人材育成や自立支援、介護予防に資する取り組みの推進等を盛り込みます。

右中ほどになりますけれども、第4章認知症施策等の推進では、(1)認知症施策の推進として、認知症初期集中支援チームの配置等による早期発見・早期対応の体制整備などを盛り込むとともに(2)権利擁護の推進について記載いたします。

16ページをお開きください。

計画策定スケジュールでございますが、中段の県の欄をごらんください。平成26年度

の12月のところですが、今月末に第3回策定協議会で素案を提示し、そこでの意見を踏まえ、1月にパブリックコメントを行う予定としています。パブリックコメントの意見集約後に、再度、協議会に諮りまして、計画の成案を3月の常任委員会でご報告させていただいた後に、公表する予定としています。

なお、今回素案の冊子につきましては、先ほど申し上げましたが、第3回策定協議会終了後速やかに委員の皆様にお配りをさせていただく予定としております。ご了解をいただきますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

姫野障害福祉課長 それでは、資料、次の17ページをお開き願います。

大分県障がい福祉計画〈第4期〉の策定について、ご説明申し上げます。

お手元に、素案の冊子を配付しておりますが、委員会資料で説明させていただきたいと思います。

計画は、全部で4つの章で構成されております。

第1章は、計画の趣旨等といたしまして、計画の趣旨・性格や計画期間についてまとめています。

この計画は、障害者総合支援法に基づく計画であるとともに、県長期総合計画の部門計画であります。また、第4期大分県障がい者基本計画のうち、障がい福祉サービス等に関する具体的な実施計画として、市町村障がい福祉計画の達成に資するために定めるものでございます。計画期間は平成27年度から29年度までの3年間でございます。

第2章の障がい福祉施策の現状と課題は、精神障がい者の地域生活への移行や、障がい者雇用率の全国順位、障がいのある子供の早期発見・早期療育などについての現状と課題をまとめております。

第3章の重点的に取り組む政策と施策は、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進を政策として掲げ、3つの施策で具体的取り組みをまとめております。

施策1の障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援では、3つ目の地域生活への移行支援として、特に、精神障がい者の地域移行の推進を図っていくこととしております。また、県立美術館の開館により芸術への関心が高まるこの機を捉え、障がい者アートの振興にも取り組むこととしております。

施策2の障がい者の就労促進では、障がい者雇用率日本一に向けた支援に取り組むほか、福祉的就労を行っている障がい者の工賃向上のための支援を進めてまいります。

また、施策3の障がいのある子どもと家族への支援では、ライフステージを通じた一貫した支援体制の整備、障がい児に対する支援、教育委員会との連携による支援、障がいのある子どもの親（家族）への支援に取り組むこととしております。

なお、それぞれの施策に対して、目標を達成するための活動指標を設定しております。

最後に、第4章は、施策の推進といたしまして、障がい者施策を巡る国の動きと、県の対応、市町村との連携及び計画の進行管理についてまとめております。

次のページをごらんください。

計画策定スケジュールでございますが、本素案につきましては、今後、パブリックコメントの募集を行い、県民意見も十分に踏まえた上で、有識者等からなる大分県障害者施策推進協議会に諮り、成案を3月の常任委員会でご報告させていただいた後に、公表する予

定でございます。

説明は、以上です。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。これより一括して質疑に入りたいと思いますが、今、4つの計画、プランの途中経過ですけれども、報告がありましたか、ご質問ありませんか。

井上委員 いつも言うことなんですけど、市町村の役割と県の役割というのを明確にしながら、これは連絡連携はびしっと行わないと、言葉だけに終わってしまうんじゃないかという懸念がございます。

それから、もうちょっとインターネットで会話ができるようなそういうあれができるんだよね。あれが活用していないんですよ。こんな雑駁に言って何言っているかわかんないと思うかもしれませんが、結構会議とか、いろんな、いわゆる医者と家族をつなぐ、家族と家庭をつなぐというそういったインターネットを使って、いろいろ会話をできるようなあれにちょっと県あたりも支援して、例えば住宅関係に支援するためにも、そういった施設にするためには、そういうふうな会話のできるような施設に対して支援をしてやるとか。だから、自宅にいてお医者さんとの会話とかもう少しできるんじゃないかと思うんだけど、どうも具体的に。私もしたいと思うんだけど、ちょっとまだ時間がないのでしていないんですけど、そういった具体的というかな、インターネットを使ったそういう会話って、そういうふうなものはないんですか。素人的で何言っているかわかっていたいていいるかわからんけど、その辺の2点のね。

平原福祉保健部長 1点目の市町村との連携ということについて、まさにご指摘のとおりだと思いますし、計画をつくる段階で、例えば子供ですと市町村の計画を支援するというのが県の計画ですし、高齢者の計画も市町村の計画を支援するということですね。市町村と連携しながらやってきましたが、実施の段階でも市町村と一緒に連携しながら、地域福祉の計画にしても、障がいの計画にしてもやっていかなければいけないと思いますので、そこは気をつけていきたいと思います。

インターネットの活用については、改修方法について具体的にある家族——私は存じませんが、少なくとも、そういった活用について計画を実施する中で活用ができないかということについての検討ができればなというふうに思います。

井上委員 ぜひとも試行的にもやってみて、よければ、箇所によって、やっぱり都会の子供さんとの対話がすぐできるような、こうすればこうだよという指導でもいいんですよ。やり方とかというのを、もうちょっと教えてもらわんと素人だからわかんないんで、その辺のところをちょっと素人的な質問で恐縮ですけども、そういう身近なことからやったら連絡等ができて孤立しないんじゃないかなという、ちょっと思いつきで申しわけないんですけども、その辺のところをちょっとお願いしたいと思います。

堤副委員長 こうやって計画が変わりますよね。当然、第4期とか計画を積み重ねていって、障がい者であれば、3期までの状況を積み立てて今度第4期に反映させると思うんだけど、その第3期までの障がい者施策の中で、この部分が1番伸びた。しかし、経過がこうだったんだけど、なかなか伸びないとか、こういうところというのは、何か資料としては出てくるんですかね、そういうの。結果ですよ、結果。

姫野障害福祉課長 お手元の冊子のほうになりますけれども、障がい福祉計画（第4期）

の案というものがございます。この中の8ページ、9ページに、第3期計画の進捗状況というを載せております。

1期当たりの計画は3年間ですので、最終的な数字ではありませんけれども、3年間のうち2年間の計画、実績、進捗状況を載せております。こういう形で現状を報告しながら、新しい計画に達成、既にできている項目もあるんですけども、やはりなかなか達成が難しいような項目があります。それに向けて、その達成に向けてどうするかというふうな意見もいただきながら、障害者施策推進協議会の中でも、今後どういった数値目標を掲げていくかというふうな議論をしていくところであります。

堤副委員長 それはすごくいいと思うんですけど、つまり、そういう流れが、例えば障がい者で4期、3期ですよ。つまり、そこまでどういうふうな状況であって、今後この部分をこうやって改正していくのは第4期ですよというふうな方向をはっきり示してもらったほうがわかりやすいなど。確かに、こういう一覧表で見ればこういう計画をしていますよということはわかったんですけども、ただ、どの分が弱くて、どれに力を入れたかということが非常にわかりにくいんです、我々とすれば。だから、何かそういうふうな何かわかるような資料も一緒にあると非常に助かるなど。これは要望でございますので、今後よろしくお願ひします。

馬場委員長 私のほうから1つ。おおい子ども・子育て応援プランのパブリックコメントの53件というのが出ているんですが、その6番目に、児童養護施設等に入所している子どもたちやひとり親家庭の子どもたちの学習支援というのがございますが、子供の貧困計画を、多分対策をつくっていくと思うんですけども、先ほど井上委員から出たんですけども、市町村との連携ということがありましたが、ひとり親家庭の貧困率って随分高くて、子供たちの支援をしていくときに、例えば児童扶養手当もあるでしょうし、それから就学援助費もあるでしょうし、奨学金もあると思うんですけども、例えば教育委員会とか、福祉保健部とかまたがっているところが子供を支援していくという、その横の連携というのは、計画上はそれぞれの分でされているんですけど、実際はなかなかそのこのトータルというところで、具体的に子供たちに行き届かないという部分も出てくるような気がして。

例えば、就学援助費が、教育委員会のほうかもわかりませんが、児童扶養手当もそうなんですけど、せっかく出ている部分が子供に使われなくて、保護者の方が子供のためではなくて違うほうに使うという事例も伺ったことがありまして、就学援助費もその部分に、例えば給食に出た部分が、給食費には納められていないというような実態も多くはないと思うんですけども、お聞きすることがあるので、何か子供たちに直接行くという、それも部の横断したような中ですというときに、かなり連携をできたらと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

山口こども子育て支援課長 ご指摘の子供の貧困対策計画ですけれども、これについては、国のほうで法律が制定されて、都道府県においても、都道府県版の計画をつくるのが努力義務とされております。大分県においても、この貧困対策計画をつくるという方向で現在検討しております、来年度末までに策定をするというスケジュールで今動いているところでございます。

策定に当たっては、委員長ご指摘のとおり、教育支援の部分であるとか、生活支援の部

分であるとか、就労支援であるとか、幾つか柱が示されておりますので、そうしたところに特に、例えば教育支援については教育委員会とまたがる部分もありますので、きちんと連携を図っていけるように体制を組んで、実態把握ということでお話もありましたので、実態もよく把握しながら計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

馬場委員長 はい。よろしいでしょうか。今後またご報告もあると思いますので、これらの報告に関しては終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 それでは最後の報告に移ります。

⑥の説明をお願いします。

姫野障害福祉課長 最後になりますが、資料の19ページをお願いいたします。

障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について、ご説明申し上げます。

まず、1のこれまでの経過についてでございますが、庁内連絡会議の開催や、県条例制定に関する障がい者関係団体からのアンケート調査の実施などに加えまして、今後、県が策定する条例素案に対し、各方面からご意見をお聞きするため、障がい者関係団体を初め、幅広い分野の関係者で構成する条例検討協議会を設置し、今月3日に第1回目の会議を開催したところでございます。

協議会の委員は資料の右側に記載しているとおりでございます。

今後、この協議会の場で各委員からご意見をお聞きしながら、条例素案の策定作業を進めてまいります。

また、2の今後の予定についてでございますが、3つ目にありますように、委員が所属する団体以外の関係団体に対しましても、条例素案に関する意見聴取を必要に応じて、実施していく予定でございます。

説明は以上です。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが質疑があればお願いいたします。

堤副委員長 12月3日に第1回検討協議会を開いていますよね。これのどういう意見が出されたかという要旨とございますか、そういうのは我々はいただけないですか。つまり、具体的にどういうところが問題点として、当事者が出たのか。また、経営者はどういうふうな点でこれはどうなのかという整理が、僕としてはちょっと知りたいんですわ。そういうふうな要旨をまとめたやつというのは、資料はないんですか。

姫野障害福祉課長 今、手元にはないんですけど、概要だけ簡単にご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

堤副委員長 概要を説明してもらってその概要を書いたやつちょうだいね。じゃないと、メモしきらんから。

姫野障害福祉課長 それでは、主な意見だけ申し上げます。

障がい者関係団体のほうからは、障がい者への理解は教育が大事。幼少期から障がい者や困った人へのかかわりを持つことでいじめ防止につながるとか、それとか、会社、病院、役所、消防、警察も含めて、手話の勉強会とか講習会をしていただきたいとか、大人の発達障がいの理解の促進や相談支援体制の強化を要望するとか、そういったものが中心であります。

その中で、障がい者団体から出た意見なんですけれども、条例での規定はやはり範囲が限定されますので、罰則規定は厳しいと思われる。実効性を確保するためにどう表現していくのか工夫が必要とか、合理的配慮は、法律では努力目標となっている中、義務化すべきとの意見もあるが、民間企業に莫大な負担を強いるので、努力目標とすべきではないか、そういった意見。それから、条例ができることも大切であるが、何よりも幅広い意見を聞くことが大事。義務化の議論より、いかに理解を深めていくかが大事である、そういったのが、主に障がい者関係団体から。

一方で、その他の団体、障がい者以外の団体になりますけれども、民間事業者における合理的配慮の提供については、大企業、中小企業では規模が違い過ぎるので、同一の配慮を求められても困る、加重的負担にならないようにしていただきたいと。それとか、ハードルを余り上げ過ぎるのはいかながなものか。そういった意見が中心です。そして、学識経験者を含めて、条例をつくることも大事だけれども、条例を制定後も、障がい者、障がいに対する理解を得ることが最も重要ではないかと、そういった意見が出されておりました。

以上です。

馬場委員長 要旨は、委員の皆様方にいただけますか。

姫野障害福祉課長 はい。要旨まとめて。

馬場委員長 よろしく願いいたします。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

高窪医療政策課長 先ほど大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正のところで、貸与を受けた方がそのまま県内定着、ほとんど戻っているというお話をさせていただいたんですが、少し補足をさせていただきたいと思います。

本年度、実際に貸与した方が35名。去年、おととしが42名。大体40名近い貸与をしています。実際に5年間働かずに返還が生じたのが若干出てきています。ことしが例えば3名、3件ほどやっぱり返還になっています。ただ、返還する理由が、5年間の途中でどうしても仕事を続けられなくなったとか、あるいは学校に行ってる途中で退学をしてしまったとか、国家試験不合格ということでもあります。そういった理由で返還が生じているということで、県外に出て行って同様の医療機関に勤めるからということで返還が生じた事例はないというふうに判断していますので、そういう意味では、県内の定着は100%、県外には出ていないというふうに判断してよろしいと思います。

以上です。

原田委員 さっき聞き損ねたんですけど、例えば途中で、いわゆる妊娠、出産等での方々というのは猶予されていくんですか。

高窪医療政策課長 妊娠、出産、途中で退職……

原田委員 5年間のうちに、例えば3年目に妊娠されて育休をとられたという方は、継続して5年間とみなされるかどうかということですか。

高窪医療政策課長 トータルで5年間ということですか。

原田委員 はい。

馬場委員長 認められると。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別のないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

〔福祉保健部退室〕

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 2 時 5 5 分再開

〔生活環境部入室〕

馬場委員長 委員会を再開します。

これより生活環境部関係の審査に入りたいと思います。

それでは、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました第 1 2 3 号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐伯廃棄物対策課長 議案書の 7 2 ページをお開き願います。第 1 2 3 号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてご説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の 1 ページをお開き願います。

産業廃棄物税条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行しているところですが、施行後 5 年をめぐりとして、再度検証を行うこととされていることから、前回の平成 2 1 年度に引き続き、本年度検証を行ったところであります。

その結果、引き続き現行制度を継続するとともに、本改正条例の施行後 5 年をめぐりに再度検証を行うこととするため、所要の改正をお願いするものであります。

今回の改正では、附則第 1 0 項に本条例の施行後 5 年をめぐりに再度検証を行う規定を設け、施行期日は平成 2 7 年 4 月 1 日を予定しております。

産業廃棄物税の概要については、右側をごらんください。

課税の目的は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てることとしており、税収の用途は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てなければならないとされております。

2 ページをごらんください。

産業廃棄物税に関する検討の概要ですが、第 1 の 2 税収の状況については、ここ 5 年間は毎年 2 億 5 千万円程度で推移しております。

資料右側をごらんください。

第 2 の税導入の効果については、1 の表にありますように、税導入前と比較すれば、確実に再生利用量は増加し、最終処分量は減少しております。

2 の排出事業者の意識については、税導入が排出抑制・再生利用の取り組みの契機にな

り、これらの取り組みが意識改革につながっていることが認められます。

第3の今後の方向性ですが、税制度については、税の導入により、再生利用の推進、最終処分の抑制等に向けた一定のインセンティブ効果が認められることから、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物税を現行制度のまま継続することが必要であると判断いたしております。

税の活用については、産業廃棄物をめぐる課題・問題点を踏まえた事業、廃プラスチック類の再生利用の推進や子供達への環境教育の推進などの事業に活用していきたいと考えております。

以上でございます

馬場委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑があればお願いいたします

堤副委員長 滞納額が4億円ぐらいあるというふうに話を聞いたんだけど、その推移というのは今後どうなのか。当然取り立てというか、徴収するわけなんですけれども、その方向性がどうなのかが1つと、これは基金の活用の中で、適正処理の推進が1番金額で多いんだけど、具体的に推進はどのようなのを重点で基金を使っているかという具体的な中身を教えてください、その2点。

佐伯廃棄物対策課長 今、堤副委員長が言われましたように、滞納額が約4億2千万円程度あるということですが、この今後の対策としては、総務部の税務課が主体となって対応することとしておりますが、この4億2千万円のうち、大部分が1社による滞納だと聞いておりますので、そういう意味では、その1社に向けた取り組みが非常に強く求められるんだろうと思いますが、詳細な今後の対策については、税務課、総務部のほうで対応をしていくものと考えております。

それから、税の活用のほうで適正処理の推進についてでありますけれども、まず、廃棄物は特にまだ不法投棄が年間100件ぐらいはあります。それ以外に県警のほうで検挙する事例が毎年数十例挙がってきておりますので、まず、不法投棄問題に対する対応ということで、産廃監視員を12名、県警のOBと県の技術職OBを配置した12名によるパトロール、あとスカイパトロールだとか、そういった監視、指導を中心としたものが適正処理の推進でございまして、これについても引き続き、まだ不法投棄、不適正処理の事案が後を絶ちませんので、そういったことについて、引き続きこの税を活用していきたいというふうに考えております。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、質疑もないので、これより採決に入りたいと思います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

富高生活環境部長 それでは、生活環境部の平成27年度当初予算要求状況につきまして、

お手元にあります平成27年度当初予算要求概要でご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきます。

生活環境部の27年度当初要求額は、左から2番目の欄のとおり、事業費で83億6,046万7千円でございます。

26年度当初予算額と比較しますと、額で6億1,328万5千円、7.9%の増となっております。

なお、今回、骨格予算のため、新規事業につきましては、選挙後に編成する肉付予算で要求することとしていますが、防災・減災対策など、年度当初から切れ目のない対応が必要な予算については骨格予算として要求しております。

続きまして、次の事業体系についてですが、県の長期総合計画安心・活力・発展プラン2005の基本目標の1安心分野の(5)恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～から3発展分野の(3)多様な県民活動の推進までの各施策に沿って要求を行っているところです。

それでは要求の主な事業のうち新規事業についてご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

新規事業につきましては丸新と、おおいた元気創出枠事業につきましては丸元と事業名欄の左上に入れております。

まず、1番のおおいたジオパーク推進事業についてでございます。この事業は、姫島村と豊後大野市のジオパークの取り組みを学術研究者や地質愛好家などに間断なく情報発信するとともに、持続可能なジオパーク活動とするため、学術研究の充実支援や地域資源の調査を行うほか、両地域が行う受入れ態勢の整備等を支援するものでございます。

次に、9番の地域防災活動推進事業についてでございます。

この事業は、防災士の養成やフォローアップを行うとともに、自主防災組織と事業所の各組織で作成した避難計画に基づき、地域と事業所等とが協働した避難訓練を実施するなど、地域における防災活動を推進するものでございます。

次に、10番の防災行動力育成事業についてでございます。

この事業は、県民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、地震体験車ユレルンダーという名称をつけていますが、このユレルンダーの計画的な活用や県有施設への津波到達予想高表示板の設置などを行うものでございます。

次に、21ページをお開きください。

11番の広域防災拠点整備事業についてでございます。

この事業は、今年度取りまとめる広域防災拠点整備基本計画を踏まえ、南海トラフ地震などの広域大規模災害における救援・救助活動を迅速に行うため、大分スポーツ公園に非常用電源等必要となる設備等の整備を行うものでございます。

次に、12番の原子力防災対策推進事業についてでございます。

この事業は、万が一、近隣の原子力発電所において事故が起こり、停電が発生した場合においても、防護措置の判断基準となる空間放射線量率の測定が継続実施できるようモニタリングポストに非常用発電装置の整備等を行うものでございます。

次に、22ページをお開きください。

27年度当初予算要求における廃止事業でございます。

いずれの事業も当初の目的が達成されたことや統合、組みかえ等により廃止するものでございます。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑があればお願いいたします

原田委員 1点だけ。20ページに、防災士の養成について書かれていますが、いわゆる2年前はある程度数できたから、今回は女性を重点的に育成していこうということと言われていましたけど、今回、来年度予算では、どういった方々を養成していくつもりなんですか。

富高生活環境部長 9月末現在で5,400名の方が防災士になっていただいておりますが、今後、防災士の養成方針の基本原則は3つです。

1つは、自主防災組織の中で未配置となっている自主防災組織にまず防災士を確保することが第1点目でございます。

第2点目は、それとともに、やはり女性防災士をもう少し養成していきたいということがこれが2つ目です。

3点目は、福祉施設、あるいは学校等、先生方等に防災士を配置したいと、この3つの原則で、ことしから既に、この原則にかなうところに基づいて市町村から推薦といいますか、防災士の申し込みをしていただいて、それに沿って現在養成をしているところでございます。来年度も、引き続きこの方針で養成をしてまいります。

井上委員 これは以前質問したことがあるんですけど、結局20ページの豊かな水環境創出事業なんです。それで、今までの成果というか、前年度どのくらい調査してこれだけの効果があったということが1つと、いろいろこういったことを調査していると、地域、市民の皆さん方がやっちゃうと、これをこういうふうにしてほしいという莫大にお金になっちゃうのね。ですから、それは実際、皆さん方の予算からすると到底できないと思うし、いわゆるダムを利用してどうのこうの、導水をつくるとかなんとかという話で、豊かな水、きれいな水を流そうといった場合、そうした場合、おたくにそういう要望書が来た場合、どういう取り扱いをするのか。これは国土交通省の河川だから、ダムだからということになっちゃうと、全然部署が違うのね。だから、こういう要望書を持ってきたんだけど、いや、これやっぱり国土交通省の問題だから国土交通省に交渉しなさいというような形に持っていくのか。その辺、ただごみ拾えって言っちゃ悪いけれども、そういったことならいいよ、それは啓発するぐらいならいいけど、そういうのだとこれではできないかもしれんけど、そういう大きくなった要望が出た場合、おたくあたりどう対応するかということがまずちょっとわかんないんですよ。ですから、そういうところがあったときに、どのように考えておられるのかということをもっと聞きたいと思えます。

江藤環境保全課長 筑後川に限ってでよろしいでしょうか。いろいろ各流域ごとに状況は違うんですが、例えば筑後川に限って言えば、そういうハード面については、きょうの夜もあるんですが、筑後川の再生委員会、三隈川の再生委員会というのがあります。その中で、国土交通省の事務所の方も入っております。日田市も入っておりますし、我々も入っております。そういう中で、これから豊かな三隈川をどうしようかというような話がずっ

と毎月1回夜、話し合いをしております。河川を、いろんな要望とか、皆さん要望とか、こうしてもらいたいとかいろんな声があるんですが、1つはやはり1番もとになる、市民の方々に、そういう流域のそういう話し合う場をつくって、少しずつ意識を高めていっていただきたい。そういう中で、いろいろな活動をするにできる支援はやりましょうというスタンスですので、こういう豊かな水環境創出事業ができたから、じゃ、1年目で川の水がすぐきれいになるかというとなかなかそうはなりません。結局は、一般家庭の人、皆さん一人一人がそういう意識を高めていただかないといけないので、そういう1番もとになるそういう活動を始めようということで今始めたところですので、1年、2年でというわけにはいきませんが、少しずつそういう広がりを持たせていきたいと考えております。

井上委員 お気持ちはわかります。だけれども、こういうふうな計画でこうしたいということが出たときはどげえすればいいんですか。

江藤環境保全課長 例えば各事業所の排水とか、畜産の排水とか、河川の護岸を変えとか、じゃ、排水処理の補助金がとか、そういうのについては、それぞれの各部署でまた協議するようになると思うんですが、そういうそれぞれ個別の要望まではまだとっている段階ではありませんけど、今後そういう話であれば、それぞれの各部局と相談しながら進めていきたいと考えております。

富高生活環境部長 例えば三隈川の問題につきまして、日田市の市民の方々と私たち一緒になって流域会議というのをつくっておりますが、いわゆる行政側がその流域会議の支援、事務局といいますか機関といいますか、という形で、それには生活環境部の環境保全課もちろん入っていますし、土木建築部の公園・生活排水課、それから農林水産部の畜産振興課も全て、一応関係部局というのは事務局として入っております。その中で、例えば畜産排水が問題であれば、畜産振興課のほうで畜産のふん尿処理対策をどうしよう、河川に流入する問題どうしよう。それで、国交省も入っておりますので、土木建築部、あるいは国交省のほうでそれを実施していく必要なものが出てくればその中で議論をして取り組んでいくというふうになっています。

井上委員 とにかく、予算が出ていることに対して非常に期待するんですね、住民は。国土交通省関係の方、土木が来たからできるとか、でけんとかと期待するものだから、その気持ちのほう騒ぐものだから、皆さんの思いとついていかないところがあるので、その辺のところを今後考えながら、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

原田委員 もう1つだけ。済みません。21ページの私学振興費の中に、私立幼稚園分を福祉保健部へ移管というのがありますが、これは新制度になるということで、私学助成から、例えば就園奨励費みたいな形にするために福祉保健部に移管するということですかね。

波多野私学振興・青少年課長 そちらにも書いてはありますが、本年度から幼稚園の関係の分につきましては、私学振興費の分は、要はつけかえという形で、全てこども子育て支援課のほうに予算措置をしています。ただ、私学共済とか退職金財団の分は共通の部分がございまして、そちらの分は当課のほうで計上させてもらっております。

原田委員 そういうことですね、わかりました。

堤副委員長 21ページの原子力防災対策推進事業、この巨大地震、単発で原発事故が起きる可能性はあるんだけど、当然その複合で巨大地震が来てやられるという可能性が

強いんですね。そのときに、モニタリングポストという、耐震化というのはどうなっているのかということと、自動発電でしょうから、これ。自動発電でやると人間が行くというわけにはいかんだろうから、自動発電なのか、それが今度大分県に情報が集中されて、いかに県民の方々に知らせていくのかというネットワークというか、そういう流れというのはどうなっているのかというのを説明していただきたいんですけども。

江藤環境保全課長 モニタリングポストは、耐震化というよりもほとんどコンクリートの基礎をつくって、震度5とか6とか7でも多分十分だと思います。そういうもともと耐震設備というような建物じゃないので、外に2メートル四方のコンクリートを打って、その上に設置しているポストなんですけど、そのデータそのものは、停電になったらもちろんディーゼル発電で自動発電するんですが、全ての回線がストップして切れれば、当然送られてこないんですが、そのモニタリングポストの中に自動発電することによってデータが蓄積されます。蓄積されるデータを取りに行くわけですね、本当に被害がひどい場合。職員が取りに行くと、例えば、佐賀県だったら、ここから歩いて往復で丸1日かかれば、1日分のデータを取りに行くと公表するようになるんですが、全て広報媒体がどういうふうになっているかわかりませんが、とりあえずマスコミとかそういうものを使って広報していくしかないかなというふうに考えております。そのときに使える、一般的に使える広報媒体は全て活用してやっていきます。

堤副委員長 となると、巨大地震が来てデータを取りに行くと。

江藤環境保全課長 もし全ての回線が切れてしまえばですね。

堤副委員長 可能性というのは充分あると思うんですけども、取りに行く、大変でしょう、車がまず通らないでしょうし、そういうときにそのデータがあっても、これは文科省のSPEEDIなんか多分連携するのがあると思うんですけども、県とすれば、データを取りに行くというそういう原始的な方向でしか考えていないんですね、これ。自動的にデータが無線でくるとかいう形じゃないんですか。

江藤環境保全課長 無線ではないです。

堤副委員長 有線ですか。

江藤環境保全課長 ええ、有線です。

堤副委員長 またゆっくり聞きます。

池永防災危機管理課長 広報につきましては、この前、伊方発電所と愛媛県と合同で訓練をしまして、今回いろんな箇所のモニタリング数値を県庁の本部のほうに据えまして、これを市町村等にまた流していくという訓練を何度も行っております。市町村におきましては、防災行政無線、それから広報車等で流していくという流れになっております。これは実施要領にも盛り込んでおりまして、また今後とも、こういった訓練を重ねていきたいと思っております。

堤副委員長 はい、結構です。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑等もないので、次の報告をお願いいたします。

大友防災対策室長 火山防災対策についてご説明いたします。委員会資料3ページをごらんください。

火山防災対策についてご説明申し上げます。

県内には、全国に110ある活火山のうち、九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳の3つの火山がございます。特に、九重山及び鶴見岳・伽藍岳については、火山噴火予知連絡会において、火山防災のために監視観測体制の充実が必要な火山ということで設定されております。これは、全国に47ございます。気象台におきまして、24時間体制で監視観測が行われておるところでございます。

これまでの火山防災対策について左側のほうに書いております。ただいま申し上げました常時観測が必要な火山を基本中心に対策を進めてきております。

まず、九重山につきましては、硫黄山の噴火が平成7年10月に起こっております。それを契機としまして、火山防災協議会を設置し、その後、くじゅう山火山防災計画というのを作成いたしております。この計画の中には、昨今問題となっております登山客等に対する配慮も盛り込まれております。

それとあわせまして、火山防災マップの作成、これはお手元のほうにコピーで恐縮ですけども、お配りさせていただいております。そういったものを作成し、管理しております。

あわせて、平成19年から、噴火警戒レベルというものが気象庁によって導入されております。火山活動の状況に応じて、防災機関、あるいは住民等がとるべき対応を1から5のレベルで表にするといった……（「マップの」と言う者あり）

富高生活環境部長 このマップの右側のところに載せております。

馬場委員長 どうぞ。

大友防災対策室長 あと、九重山につきましては、今後の取り組みとして、住民等の避難を具体的にどうしていくかという計画の作成が残されておりますので、今後その課題に対応してまいります。

続きまして、鶴見岳・伽藍岳につきましては、火山防災マップというものを、その下の欄外にありますけど、由布岳とセットで、まず鶴見岳と由布岳の火山防災マップを平成15年11月に。それに伽藍岳の防災マップの追加を平成18年6月にして、今、お手元にお配りしているマップを作成しております。

その後、具体的な取り組みは進んでいなかったんですけども、土木建築部との連携の中で、ことしの2月、火山防災協議会を設置いたしました。現在、その今後の取り組みのところにあります噴火シナリオの作成というのを本年度進めております。噴火に伴います、例えば噴石だとか降灰、そういった現象がどういった範囲に及ぶか。それが、時間の推移に伴ってどういうふうに変化していくかといったものを現在作成中であります。その噴火シナリオを踏まえまして、今後、先ほどの九重山と同様に、噴火警戒レベルの導入。若干シナリオも現行のものも変わってきますので、防災マップの修正を行い、最終的には住民、登山者等の避難計画というものの作成を進めていきたいと考えております。

なお、両火山とも、気象台によりますと、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められないということでございます。

そういった状況の中で、真ん中の列になりますけれども、9月27日、御嶽山において水蒸気爆発による噴火がございました。死者等はそこに記載しておりますけれども、戦後最悪の火山災害ということになっております。

そういったことを踏まえまして、右の火山防災対策の拡充になりますけれども、国においてさまざまな調査研究が進められております。登山者の安全確保に向けた登山防災対策の課題を整理、対応策についての検討が始められ、10月28日、1月ちょっと前ですけれども、火山噴火に関して緊急的に行う被害防止対策ということが決定をされました。

あわせて、その下の枠にあります国のところに書いております、中ほどの気象庁の火山噴火予知連絡会の2つ目のポツになりますけれども、火山観測体制等に関する検討会、火山情報の提供に関する検討会において課題等の整理が行われ、26年10月、先月、緊急提言が行われたところであります。

あわせて、その下の文部科学省におきましても、測地学分科会地震火山部会というところで、火山観測研究の観点から中間報告がまとめられております。その中では、現在16ある重点観測研究対象火山に、新たに九重山が追加されて研究の充実が図られるということ聞いております。

そういったことで、国におきましては、最終的には国の枠の1番上にあります中央防災会議において、登山者等の安全確保など火山災害時の対応の改善策というのを年度末にまとめるという方向で作業が進められております。

一方、本県の取り組みですけれども、その1番下の枠のところにありますように、11月5日、噴火が約1カ月経過した段階で、火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会、県の関係部局、4市町、それと気象台、九州地域環境事務所等々の協力を得て、そういう連絡会を設置しております。11月5日の第1回の連絡会では、現状の取り組みを確認し、課題等の議論、そして認識を共有いたしました。

第2回の連絡会、先月27日に開催し、その1から3に書いております項目について、今後の取り組みの方向性を整理、確認したところであります。

1つ目の火山活動の監視観測と情報共有につきましては、具体的には、火山の異変情報を避難小屋等の関係者に協力を得て把握し、それを気象台によって緊急調査につなげていく、そういった仕組みづくり等がございます。

2つ目の、登山者等への火山情報の提供と伝達につきましては、火山情報を提供するポータルサイトの構築の検討、あるいは携帯電話による情報伝達のための通信エリアの拡大要請、さらには屋外スピーカーによる伝達、ヘリコプターによる重点的な広報、そういったものをどうしていくかということを検討するようにしております。

3つ目の、登山者等の避難等の安全確保につきましては、火山防災協議会ごとに、登山者等の避難計画を作成して、その避難行動を支援する仕組み、あるいは民間施設で避難可能な施設との協調体制の構築、そういったことを行っていくようにしております。

そういった取り組みについては、実施可能な取り組みについて直ちに着手し、まだ今後検討する課題として退避ごう、いわゆるシェルターといわれるものにつきましては、国の考え方、方針等の確認をしながら、引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いします。

原田委員 このマップでみると、伽藍岳には火砕流や溶岩流がなく、かわりに火山ガスと

いがあります、これはやっぱりマグマの性質の違いによるものなんですか。

大友防災対策室長 詳しいことは知りません。それは砂防課のほうで整理しているものです。

原田危機管理監 これは1万年前までのデータをもとにしております。現在、その1万年前までの噴火によるとこの形になっていると聞いております。1万年前でいくと、1万600年ぐらいか1万1千年ぐらい前に噴火があったと思いますが、そのときは小規模な火砕流が発生しておりますので、今、拡大をして想定をつくっておりますので、新しいマップには恐らく火砕流が入ってくると思います。よろしくをお願いします。

原田委員 わかりました。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑もないのでこれで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別に、ないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

馬場委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がありませんので、所定の手続をとることにいたします。

この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 なければ私のほうから提案をさせていただきたいと思います。

休会中に、御手洗委員のところの施設に視察に行かせていただいて、それから臼杵市さんに防災、そして、あと歯科医師会に障がい者の歯科診療ということで視察に行かせていただきました。今度、執行部が今、障がい者への差別の解消に向けた条例の策定作業に入っておりますので、その審査のためも含めて、障がいのある方にその考えとか今の環境だとか、実態とかをお聞きして、そして、そのことをもとにまた条例についての私たちの審査の参考にできればなというふうに思って、今度、とても皆さん忙しいとは思いますが、閉会中の1月下旬あたりを予定して、参考人として、障がいを持っている方たちに直接私たちがお話をお聞きしたいなというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。（「賛成」と言う者あり）よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 それで、準備を進めていきたいというふうに思っております。参考人の方で、もしこういう団体の方をという、基本的には検討協議会に出ている参考人の方等を、団体

の方等をもとに選任をしていきたいと思いますが、もし参考人でこの団体をということであれば言っていただいて、時間的にもう少し余裕がありますので、言っていただいて、ある意味私のほうに一任をいただいて、人数、時間等の準備を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 じゃ、よろしく願いいたします。

また、委員の皆さんの日程と、障がいを持っている方の団体の日程を調整しながら日にちを決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

お疲れさまでした。